

広島県告示第240号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和6年3月18日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号 東急建設株式会社 取締役社長 寺田 光宏
工場又は事業場の所在地及び名称	庄原市西城町三坂字大沼山 令和3年度 鍵掛峠道路トンネル南工事

2 申請の内容

55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント1基の使用の方法を変更する。また、汚水処理施設2基を設置し、汚水処理施設1基の汚水等の汚染状態を変更する。さらに、排水口1基の排水の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 変更

		変更前		変更後	
種類		55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント (8) 吹付プラント			
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後ただちに	
	工事完成予定年月日			着工後15日後	
	使用開始予定年月日			完成後ただちに	
項目		通常	最大	通常	最大

使用の方法	排出される汚水の状態	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	10	10	5	5
		窒素含有量		10	10	5	5
		燐含有量		1	1	0.5	0.5

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 新設

種	類	(11) ' 濁水処理設備				
型	式	本体 (株)フジテックス製 TWS-75NII				
主要寸法	(単位：m)	縦12.0×横5.4×高3.7				
能力	(汚水処理)	75 m ³ /Hr				
汚水等の処理方法		凝集沈殿・炭酸ガス中和				
工期等	工事着手予定年月日	許可後ただちに				
	工事完成予定年月日	着工後15日後				
	使用開始予定年月日	完成後ただちに				
使用の	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項目	処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大
		水素イオン濃度 (単位：水素指数)	11	12	6.5~8.6	6.5~8.6
		生物化学的酸素要求量	70	90	70	90
		化学的酸素要求量	5	5	5	5
		浮遊物質質量	2,000	3,000	50	70
		窒素含有量	5	5	5	5
燐含有量	0.5	0.5	0.5	0.5		

方 法	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	5	5	5	5
	大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	3,000	3,000	3,000	3,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）	1,080	1,800	1,078	1,796

(その2) 新設

種	類	(11) " 濁水処理設備					
型	式	本体 (株)フジテックス製 TWS-100NII 脱水機 (株)伊藤製作所 SFP-N-1G 型					
主要寸法	(単位：m)	縦 20.2×横 9.4×高 6.6					
能力	(汚水処理)	100 m ³ /Hr					
汚水等の処理方法		凝集沈殿・炭酸ガス中和・脱水処理					
工期等	工事着手予定年月日	許可後、(11)' の処理量を超過する可能性が生じたとき					
	工事完成予定年月日	着工後 15 日後					
	使用開始予定年月日	完成後ただちに					
使用の	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項	目	処 理 前		処 理 後	
				通 常	最 大	通 常	最 大
		水素イオン濃度 (単位：水素指数)	11	12	6.5~8.6	6.5~8.6	
		生物化学的酸素要求量	70	90	70	90	
		化学的酸素要求量	5	5	5	5	
		浮遊物質	2,000	3,000	50	70	
		窒素含有量	5	5	5	5	
		リン含有量	0.5	0.5	0.5	0.5	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	5	5	5	5			

方 法	大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	3,000	3,000	3,000	3,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）	1,440	2,400	1,437	2,395

(その3) 変更

		変 更 前				変 更 後				
種 類		(11) 濁水処理設備								
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—				許可後ただちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日					着工後15日後				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日					完成後ただちに				
使 用 の 方 法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		化学的酸素要求量	10	10	10	10	5	5	5	5
		窒 素 含 有 量	10	10	10	10	5	5	5	5
		燐 含 有 量	1	1	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5

(3) 排水水の汚染状態

(その1) 変更

排水 口名	項 目	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
(15)	化学的酸素要求量	10	10	5	5

放 流 桝 排 水 口	窒 素 含 有 量	(単位： mg/L)	10	10	5	5
	磷 含 有 量		1	1	0.5	0.5
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		1,437	2,395	3,952	6,586

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年3月18日から令和6年4月8日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県北部厚生環境事務所環境管理課並びに庄原市環境政策課